

都市計画道路豊里矢田線道路予定地におけるにぎわい創出に向けたマーケットサウンディング（市場調査）にかかる質疑に対する回答
（令和6年9月17日公表）

※順不同

No.	質疑内容	回答
1	予定地の図面の提供をいただけますでしょうか。	提供可能です。別紙1をご参照ください。
2	電気、ガス、水道、排水のインフラ図面の提供をいただけますでしょうか。	各インフラ事業者の閲覧サービスなどにより入手願います。 なお、今回の対象エリア内には、電気、ガス、水道、排水などの施設はありません。
3	利用期間中は、道路法は対象外で、通常の敷地としての都市計画法や建築基準法などの関係法令で検討してよろしいでしょうか。	道路法の適用となります。設置する施設によっては、都市計画法や建築基準法などの関係法令も適用となります。
4	エディオンの駐車場の出入口がありますが、この機能は確保する必要がありますでしょうか。確保する必要な場合はルートの変更はよろしいでしょうか。	沿道店舗との個別協議となりますが、駐車場の出入路の要否及び出入路変更については、沿道店舗の了解を得る必要があります。
5	桜小橋交差点付近の道路予定地の一部が駐輪場的な利用が見られますが、駐輪場スペースの確保は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	必ずしも必要ありませんが、現状の放置自転車及び今回のにぎわい創出による駐輪需要を勘案のうえ要否についてご提案ください。
6	予定地を活用した施設は、24時間が必要な時間を営業しても問題ないでしょうか。	問題ないですが、沿道住民などの迷惑となるような場合、変更していただくこともあります。
7	予定地の周辺歩道には、道路照明が2灯あるのみですが、この照明を維持するのみで、道路歩道の照度などは検討しなくてよいでしょうか。	既存の道路照明灯で照度の基準は満たしています。ただし、提案内容によって照明の死角が生じる場合には検討が必要となります。なお、照度を上げることの提案については問題ありません。

8	返還時に整備した建築物等の撤去以外で、現況であるフェンスなど復旧する必要がある施設を教えてください。	原状回復には既設フェンス及びアスファルト舗装などの復旧が含まれます。ただし、返還の際、本市が了解すればこの限りではありません。
9	予定地に整備する施設は、都市計画法の指定された用途地域に建築可能な施設はすべて検討対象としてよろしいでしょうか。	将来の道路事業の施行に伴い除却の困難となる構造ではないことが条件となります。また、都市計画道路の計画地ですので、都市計画法による規制の対象となります。
10	現状設置されているネットフェンスより外側部分も利用でしょうか。	歩道幅員の確保などからフェンス内側での活用を想定していますが、フェンス外側の活用提案を妨げるものではありません。
11	CBと樹木の撤去部分はエディオンの駐車場出入口の南側スペースにあるものでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	エディオンの駐車場出入口の南側にある民家部分は現状のままで対象外エリアと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	夜間閉鎖、24時間開放等運用時間の制限はございますでしょうか。	特にありません。ただし、運用後沿道住民などの迷惑となるような場合、変更していただくこともあります。
14	エディオンの駐車場出入口の南側未利用地スペースも活用必須でしょうか。	当該部分も活用必須です。
15	契約年数に関して、5年以上の契約は可能でしょうか。具体的に、検討のための希望は20年ですが、最低でも10年の契約期間を望んでおります。	現時点では将来の道路整備事業を勘案し、5年としています。

16	インフラ整備に関して、市側で引き込みなど是对应可能でしょうか。	全て事業者側で対応をお願いします。
----	---------------------------------	-------------------